ニュース③ コミュニティホールの利用がスタート

≪集会やサークル活動等の拠点に≫

平成27年5月11日から、コミュニティホールの利用を開始しました。同施設は、シンガポール共和国の皆様から多大なご支援をいただき建設されたものです。 市内外を問わず、集会やサークル活動など、だれでも利用できます。申請方法 や使用料など、詳細は市ホームページをご覧いただくか、コミュニティホールま でお問い合わせください。







問い合わせ先

コミュニティホール ☎0192-54-5520

予約受付時間:午前9時から午後9時

ニュース(4)

公共施設の整備方針を策定

≪従来の面積を約10%縮小、利便性と維持管理費の低減を重視≫

市は、高田地区・今泉地区における被災した公共施設の整備方針を策定しました。 方針の概要は、次のとおりです。

新しいまちづくりにおいて求められる機能や利便性を考慮しつつ、効率的かつ合 理性が図られるように、避難所等の機能を有する施設は高台にすることとし、利便 性が求められる施設については、かさ上げ地及び低地部に配置することとする。

整備後の全体の施設規模については、旧施設全体の施設規模未満とする。

予定施設の延床面積	約47, 000㎡
従来施設の延床面積	52, 547m ²
差引	約5, 547㎡の減

3 維持管理

整備予定施設については、維持管理費の低減を図るため、適切な施設規模にとど めるとともに、管理業務の効率化に努めることとする。

4 整備計画一覧表

	地区	区分	施設名	整備先	整備手法	現状	概要
	高田	高台	消防防災センター	北地区(西区)	復旧及び追加	整備済	防災センター機能の追加
			コミュニティホール	北地区(西区)	復旧及び追加	整備済	避難所機能の追加
			(仮称)総合交流センター	北地区(東区)	復旧及び追加	整備中	多目的ホールの追加
			高田保育所	和野地区	復旧及び追加	整備中	幼稚園等の追加
			高田小学校	高台5	移転補償	検討中	施設規模の見直し
			(仮称)保健福祉総合センター	高台5	復旧及び追加		保健センター機能及び福祉機能の 併設
			市庁舎	未定	復旧	検討中	検討中
_		かさ上げ地その他	(仮称)市民文化会館	南地区	復旧	検討中	市民会館機能及び中央公民館機能の併設
							博物館、海と貝のミュージアム及び
			(仮称)一本松記念館	南地区	復旧		震災復興展示機能の併設
			図書館	南地区	復旧	検討中	商業施設との併設
			道の駅	高田松原地内	復旧	検討中	施設規模の見直し
			(仮称)運動公園	高田松原北側	復旧	検討中	野球場、サッカー場等の移設
	今泉	高台	気仙地区コミュニティセンター	高台4	復旧	検討中	検討中
			今泉保育所	高台5	復旧	検討中	検討中
			気仙小学校	高台5	復旧	検討中	検討中

詳しくは、復興対策局計画係(内線431)まで。

◆編集·発行◆ 陸前高田市復興対策局 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-54-2111(内線433)

各戸配付

興News 陸前高田

<第22号> 平成27年5月発行

陸前高田市復興対策局

ニュース(1)

これから自力再建を考えている皆さんへ

≪住宅ローンの利子(最大457万円)・引っ越し費用などに補助

自分で用意した土地に個別に移転(自力再建)する方は、「がけ地近接等危険 住宅移転事業」の対象になり、補助を受けることができます。補助申請の手続き は次のとおりですので、忘れずに申請しましょう。

がけ地近接等危険住宅移転事業とは

がけ地や津波浸水地などの災害危険区域から、安全な土地へ移転する際の移転にかかる費用 (住宅ローンの利子相当額及び住居の撤去、引っ越し費用等)を補助する事業です。

|補助の対象になる方

東日本大震災時の浸水区域に住居していた世帯で、これから自分で探した高台等の安全な土地に 自力再建しようとしている方。※高田地区・今泉地区土地区画整理事業区域内からの移転を除く

補助金の額

区分	補助事業の内容		補助額	
除去費等	被災した住宅の除去に要する費用(撤去費、引っ越し費用等)に対する実費補助 ※業者に委託したものが補助対象になります。自力で引っ越した場合は、補助の対象になりませんので、ご注意ください。		最大80.2万円	
建設助成等	新たな住宅の建設・購入及び土地の購入・造成のため にローンを組んだ場合の利子相当額に対する補助	建物 土地 造成	最大457万円 最大206万円 最大59.7万円	

補助申請手順



※1. 補助金の申請(②)の前に、工事着手や住宅建築の契約をした場合は、補助の対 象になりません。また、土地購入について、利子補助を受ける場合も、土地売買契約前 に申請してください。

※2. 平成28年3月31日までに実績報告(④)を完了する必要があります。

問い合わせ先

被災者支援室(内線342)

ニュース② 都市計画用途地域等の変更に関する説明会・縦覧等のお知らせ ≪説明会の開催は6月12日・13日、会場は陸前高田市役所≫

高田地区被災市街地復興土地区画整理事業の土地利用計画の変更に合わせ、高田地区全体に係る用途地域等の変更を行うため、下記のとおり説明会を開催します。また、このことに伴う都市計画案等の縦覧及び意見書の受付について、下記のとおりお知らせします。都市計画案等について意見のある市民及び利害関係者は、意見書受付期間内に陸前高田市長に対して意見書を提出できます。

説明会について

▼開催日時

平成27年6月12日(金) 午後7時から 平成27年6月13日(土) 午前10時から

▼場所 陸前高田市役所4号棟第6会議室

▼説明内容

①陸前高田都市計画用途地域の変更について(高田地区)

高田地区の土地利用計画変更に合わせて、各エリアに応じた用途地域を指定します。

②陸前高田都市計画準防火地域の変更について

①の変更に伴い、市街地の火災の危険を防ぐため、商業地域、近隣商業地域等を準防火地域に 指定します。

③陸前高田都市計画高田地区地区計画の決定について

高田地区における建物の建築等に関し、かさ上げの安全性の維持、良好な生活環境等の確保のため、用途地域よりさらにきめ細かいルールとして地区計画を定めます。

▼都市計画変更案等の概要 右ページ図面のとおり。

縦覧・意見書の受付について

▼縱覧期間・意見書受付期間

案 件	期	間		
(1)用途地域	#\$. #8. # ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##			
(2)準防火地域	縦覧・意見書受付 平成27年6月15	日(月)~平成21年8月29日(月)		
	【① 原案について※】	【② 案について※】		
(3)高田地区地区計画	∃ (月) 縦覧・意見書受付			
	意見書受付 6月15日(月)~7月6日 ((月) 7月13日(月)~7月27日(月)		
時間 午前8時30分~午後5時15分(土日祝日を除く)				

※ 地区計画は、制度上、まず、原案について縦覧と意見書受付を行い、その意見書を踏まえて 検討した案について、改めて縦覧と意見書受付を行います。

▼意見書提出方法

下記提出先へ持参又は郵送で提出してください。(各意見書受付期間の末日の消印有効) 様式は任意ですが、「意見書」と表記し、案件名、住所、氏名、電話番号を記入してください。 提出された意見は、意見の要旨を陸前高田市都市計画審議会に提出します。 個別には回答しませんのでご了承願います。

▼縱覧場所・意見書提出先

〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石42番地5 陸前高田市役所 3号棟1階 都市計画課 **25**0192-54-2111 (内線 302)

その他

高田地区と同様に、今泉地区についても今後、用途地域や地区計画の変更・決定を予定しています。 詳しくは、都市計画課(内線302)まで。



